

定期監査結果の概要（９月から１１月まで実施）

1 監査対象部局

こども健康部

2 監査実施期間

令和６年９月２４日（火）から同年１１月７日（木）まで

3 監査の場所

監査事務局及び監査対象課等

4 監査対象事務

次に掲げる事務のうち、令和６年１月１日から同年６月３０日までに執行されたものを対象とした。

(1) 収入事務

(2) 支出事務

(3) 契約事務

(4) 財産管理事務

5 監査の着眼点

主な着眼点を次のとおり定め、調査を実施した。

(1) 収入事務

ア 徴収事務

(ア) 納入の通知は、適正に行われているか。

(イ) 納期限の設定は適切か。

(ウ) 納入通知書の発行が遅延しているものはないか。

(エ) 延納、分納及び徴収停止の措置は適正か。

(オ) 過誤納金の還付手続は適正に行われているか。

(2) 支出事務

ア 支出一般

(ア) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

(イ) 支出負担行為は、法令等に違反していないか。

(ウ) 支出決定は、正当な権限者により行われているか。

(エ) 支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。

(オ) 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正

に行われているか。

イ 旅費の支出

- (ア) 旅費計算は、最も経済的な通常の経路により行われているか。
- (イ) 目的、期間、時期、人員等、必要性が明確でない、又は乏しい旅費の支出はないか。

ウ 補助金等の支出

- (ア) 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか。
- (イ) 補助金等の算出は、合理的な基準により行われているか。
- (ウ) 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点から整理すべきものはないか。
- (エ) 補助金等の交付時期は妥当であるか。
- (オ) 補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。
- (カ) 実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。
- (キ) 事業計画書どおりの精算が行われているか。

(3) 契約事務

ア 契約の方法及び手続

- (ア) 入札による場合、その方法及び手続は適正か。
- (イ) 随意契約による場合、その理由は適正か。
- (ウ) 随意契約による場合、原則として2名以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1名の者から見積書を徴するときは、その理由は適正か。

イ 契約の締結

- (ア) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- (イ) 収入印紙は、契約金額に応じて貼付され、かつ、消印されているか。
- (ウ) 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。

(4) 財産管理事務

ア 物品

- (ア) 物品の購入は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (イ) 物品の購入手続は適法か。また、物品の価格、規格は適切か。

- (ウ) 物品は、正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは、正確に貼付されているか。

6 監査の実施内容

上記のとおり着眼点を定め、各事務の主管課等から提出された監査資料、関係諸帳簿、伝票及びその他の記録に基づき関係職員の説明を求めて、次のとおり調査を実施した。

(1) 事前調査

監査担当者により、概ね監査実施日の30日前に監査対象課から提出された監査資料等を基に、監査担当者により事前調査を実施し、その結果を監査委員に復命した。

(2) 事情聴取

監査委員により、財務事務監査のほか、経営に係る事業管理、一般行政事務における監査の視点からの抽出により、監査対象課から資料提供を受け、事情聴取を実施した。

7 監査の結果

監査の結果は、以下に掲げるとおりであった。なお、事務処理上注意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査実施の際に、関係職員に対して口頭で改善の指示を行うとともに、監査終了後に、予算主任に対してその内容を通知した。

(1) 収入事務

適正に行われていた。

(2) 支出事務

適正に行われていた。

(3) 契約事務

監査委員の指摘事項とする(5)ア、イ及びウ、監査事務局長の指摘事項とする(6)ア及びイ並びに監査事務局長の注意事項とする(7)ア及びイに掲げる行為を除き、適正に行われていた。

(4) 財産管理事務

適正に行われていた。

(5) 委員指摘

ア 令和5年12月12日に市内ホームセンターの店頭で53,198円の消耗品を購入し、翌日一括で伝票処理を行い支出したが、2者による見積合わせが行われていなかった。

このことは、地方自治法施行令第167条の2第1項及び秦野市契約規則第31条の2第1項に基づく契約手続を怠った行為であり、担当者に対しては、契約事務におけるルールを再教育するとともに、管理・監督職によるチェックの徹底を図るべきである。

イ 合計すると2者による見積合わせが必要な金額となる消耗品について、同一業者から購入し、近接した日付で伝票処理を行っているが、一括して発注していたにもかかわらず、請求書の分割や請求日付の空白を指示した発注書の原本が公文書として保存されていた。

請求日	伝票番号	品名	請求金額	支出負担行為起票日
令和6年3月25日	3988	エプロン	19,800円	令和6年3月25日
令和6年3月29日	3987	エプロン	39,600円	令和6年3月29日
		合計	59,400円	

このことは、地方自治法施行令第167条の2第1項及び秦野市契約規則第31条の2第1項に基づく契約手続きを怠った行為であり、担当者に対しては、契約事務におけるルールを再教育するとともに、管理・監督職によるチェックの徹底を図るべきである。

また、意図的に見積合わせを回避するための指示を出していたことについては、秦野市コンプライアンス推進委員会において、不適切な事務処理等の事案としての対応を求める。

ウ 60,200円分の消耗品を一括で購入し、令和6年3月29日に伝票処理を行い、一括で支出したが、2者による見積合わせが行われていなかった。

このことは、地方自治法施行令第167条の2第1項及び秦野市契約規則第31条の2第1項に基づく契約手続を怠った行為であり、担当者に対しては、契約事務におけるルールを再教育するとともに、管理・監督職によるチェックの徹底を図るべきである。

なお、担当課に対しては、違法・不当な事務処理に対する委員指摘を2年連続で行うことになるとともに、こども健康部全体では、今回の定期監査の結果、同時に3件の委員指摘、2件の局長指摘、2件の局長注意を行うことになる。

部内における事務処理がこのような状況にあることを深刻に受け止め、再発防止を特に徹底することを求める。また、こども健康部においては、こども園、保健福祉センター、はだのこども館など、様々な施設において、専門職や雇用形態の異なる職員により事務処理が行われていること

に鑑み、事務の執行方法や決裁権者の見直しなど、抜本的な対策を求める。

(6) 局長指摘

ア 施設管理用消耗品の購入に当たり、同一の品を複数回に分けて同一業者から購入する行為が2回行われているが、いずれも合計すると2者による見積合わせが必要となる金額であった。

請求日	伝票番号(下4桁)	品名	請求金額	支出負担行為起票日
令和6年3月25日	2903	棚板受け金具セット	48,994円	令和6年3月25日
令和6年3月29日	2906	棚板受け金具セット	25,938円	令和6年3月29日
		合計	74,932円	

請求日	伝票番号(下4桁)	品名	請求金額	支出負担行為起票日
令和6年3月25日	0875	防犯用マスタート&カラスプレー	48,664円	令和6年3月25日
令和6年3月25日	0876	防犯用マスタート&カラスプレー	13,904円	令和6年3月25日
令和6年3月29日	0879	防犯用マスタート&カラスプレー	48,664円	令和6年3月29日
令和6年3月29日	0880	防犯用マスタート&カラスプレー	48,664円	令和6年3月29日
令和6年3月29日	0881	防犯用マスタート&カラスプレー	6,952円	令和6年3月29日
		合計	166,848円	

見積合わせが不要となる金額による不自然な分割発注は、同一の業者に請け負わせることを目的として、意図的に見積合わせを回避したと疑われる行為であり、今後十分に注意を払う必要がある。

また、担当者に対しては、契約事務におけるルールを再教育するとともに、管理・監督職によるチェックの徹底を図るべきである。

イ 近接した日付で印刷製本費を執行しているが、すべて同一の業者が請け負うとともに、請書の日付は同じ3月22日であり、その金額は、合計すると2者による見積合わせが必要となる金額であった。

請求日	伝票番号	品名	請求金額	支出負担行為起票日
令和6年3月28日	031908	市民健康調査票	389,400円	令和6年3月28日
令和6年3月29日	031909	肝炎検査・前立腺がん検診票	81,400円	令和6年3月29日
令和6年3月29日	031910	前立腺がん検診精密検査連絡票	81,400円	令和6年3月29日
令和6年3月29日	031911	歯周病検診票	48,400円	令和6年3月29日
		合計	600,600円	

見積合わせが不要となる金額による不自然な分割発注は、同一の業者に請け負わせることを目的として、意図的に見積合わせを回避したと疑われる行為であり、今後十分に注意を払う必要がある。

また、担当者に対しては、契約事務におけるルールを再教育するとともに、管理・監督職によるチェックの徹底を図るべきである。

(7) 局長注意

ア 近接した日付で同一業者から消耗品を購入しているが、いずれも合計すると2者による見積合わせが必要となる金額であった。

請求日	伝票番号	品名	請求金額	支出負担行為起票日
令和6年3月12日	11453	手指消毒用アルコール・サージカルマスク	20,130円	令和6年3月12日
令和6年3月12日	11454	手指消毒用アルコール・サージカルマスク	20,130円	令和6年3月12日
令和6年3月25日	12835	手指消毒用アルコール・サージカルマスク	27,720円	令和6年3月25日
令和6年3月27日	12836	ニトリル手袋ほか	37,576円	令和6年3月27日
令和6年3月29日	12838	白衣・帽子・前掛け・スニーカー	26,906円	令和6年3月29日
		合計	132,462円	

請求日	伝票番号(下4桁)	品名	請求金額	支出負担行為起票日
令和6年2月9日	1878	ラミネーターほか	26,458円	令和6年2月19日
令和6年2月10日	2078	ゴミ袋ほか	27,218円	令和6年2月20日
令和6年2月10日	2079	液体洗剤	2,490円	令和6年2月20日
		合計	56,166円	

請求日	伝票番号	品名	請求金額	支出負担行為起票日
令和6年3月18日	1378	着せ替え人形セットほか	25,300円	令和6年3月18日
令和6年3月19日	1376	三輪車ほか	25,300円	令和6年3月19日
		合計	50,600円	

緊急性の高いものを除き、予算の計画的執行により、価格の競争性を最大限に発揮させるべきである。また、見積合わせが不要となる金額で、短期間に同一業者からの購入を繰り返すことは、特定の業者に請け負わせることを目的として、意図的に見積合わせを回避したと疑われる行為であり、今後十分に注意を払う必要がある。

イ 近接した日付で同一業者から消耗品を購入しているが、いずれも合計すると2者による見積合わせが必要となる金額であった。

請求日	伝票番号(下4桁)	品名	請求金額	支出負担行為起票日
令和6年2月11日	1061	塗装用マスキングテープほか	25,352円	令和6年2月11日
令和6年2月11日	1062	ポータブル耐火・防水保管庫ほか	27,786円	令和6年2月11日
令和6年2月11日	1063	キッチンネットスポンジほか	19,166円	令和6年2月11日
令和6年2月11日	1064	テプラPR0テープほか	32,436円	令和6年2月11日
		合計	104,740円	

請求日	伝票番号(下4桁)	品名	請求金額	支出負担行為起票日
令和6年2月25日	4375	ティースプーンほか	34,116円	令和6年2月25日
令和6年2月25日	4376	折りたたみ会議椅子ほか	43,198円	令和6年2月25日
		合計	77,314円	

緊急性の高いものを除き、予算の計画的執行により、価格の競争性を

最大限に発揮させるべきである。また、見積合わせが不要となる金額で、短期間に同一業者からの購入を繰り返すことは、特定の業者に請け負わせることを目的として、意図的に見積合わせを回避したと疑われる行為であり、今後十分に注意を払う必要がある。